

◆実務問答会社法 第81回◆

株主総会への報告の省略と
同意を得るべき株主の範囲

辰巳 郁 弁護士

会社法・実務研究会 企画・監修
後藤元 東京大学教授

◆設問◆

株式会社A（以下「A社」という）は、定時株主総会を書面決議の方法によって行うことを検討している。A社が当該定時株主総会に係る報告事項の報告を省略するためには、当該事項を株主総会に報告することを要しないことについて、以下に掲げる各株主から同意を得る必要があるか。

- 主
- (1) 以下のいずれかの株式を有するA社の株主
 - ① 相互保有株式
 - ② 単元未満株式
 - ③ 完全無議決権種類株式
 - (2) A社がその定款において定時株主総会に係る議決権の基準日を定めている場合、ある年の基準日の到来後、定時株主総会の開催前にA社の株主となった者（ただし、会社法一一四条四項本文の決定はされていないものとする）

◆回答◆

いずれも同意を得る必要はない。

◆解説◆

一 会社法の規律

会社法上、取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知し、当該事項を株主総会に報告する必要がないことについて株主の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなされる（同法三三〇条。同条は、株主総会の報告事項が株主の全員に通知され、その全員の書面等による同意が得られた場合には、当該報告事項の株主総会での報告を省略できるという、いわゆる書面報告（みなし報告）制度を定めたものである。

平成一七年改正前商法の下では、株主総会の決議事項について、株主の書面等による同意によって株主総会の決議があったものとみなす、

いわゆる書面決議の制度が認められていた（同法二五三条（注一））。しかし、報告事項については、その報告を省略することを可能とする規定は設けられていなかった。これに対しては、決議事項よりも重要性の点で劣る報告事項を常に株主総会の場で報告しなければならぬと解する合理性は乏しいとの批判があり（注二）、また、その当時から解釈論として報告事項の報告についても株主の同意によって省略できるとの見解も主張されていた（注三）。

このような状況を踏まえ、平成一七年制定会社法の下では、書面決議の制度に関する会社法三一九条に加え、株主総会の報告事項について報告の省略を可能とする明文の規定として同法三三〇条が新設され、報告事項がある株主総会（典型的には、定時株主総会（注四））においても、株主から同意を得ることで株主総会の開催自体を省略できることとされた。その趣旨は、書面決議の制度と同様、株主の同意を前提として株主総会の簡素化を認めることで、株主総会の開催のための手間と費用の節約を可能とすることにある（注五）。

もともと、会社法三三〇条は「株主の全員」から同意を得ることを要求しており、実務における具体的な適用の場面によっては、同意を得る必要がある株主の範囲が必ずしも明確でないことがある。本問は、このような場面における解釈について取り上げるものである。

二 検討

1 小問(1)

小問(1)の①～③に掲げられた相互保有株式(会社法三〇八条一項かつこ書、会社法施行規則六七条(注六)、単元未満株式(会社法一八九条一項)、完全無議決権種類株式(同法一〇八条一項三号)の株主は、いずれも議決権を有しない。A社は、定時株主総会に係る報告事項の報告を省略するために、これらの議決権を有しない株主からも同意を得る必要があるか。

会社法三二〇条が「株主の全員」と規定していることから、これらの議決権を有しない株主からも同意を得る必要があるとの見解も考えられる(注七)。

しかし、株主総会を開催することとした場合であっても、会社はこれらの議決権を有しない株主に対して招集通知を発送する必要はない(会社法二九九条一項の「株主」は、同法二九八条二項かつこ書により、「株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」が除かれたものである)。招集通知は、株主に株主総会の開催日時、場所、目的等を知らせ、株主総会への出席の機会を与えた上で、必要な準備を可能にするためのものであるから、これらの議決権を有しない株主は、株主総会に出席する権限を与えられていないと解される(注八)。

前記一のとおり、書面報告の制度は、会社が株主総会を開催する手間と費用を節約し、株主総会の簡素化を図ることを可能とするために認められたものである。議決権を有しない株主からも報告事項の報告の省略について同意を得なければならぬ(つまり、そのうち一人からでも同意を得られない限り、株主総会を開催しなければならぬ)と解することは、このような制度の趣旨を損なうものであり、株主総会が開催された場合にも議決権を有しない株主はこれに出席できないのであれば、このような見解を採用する意義は乏しいといわざるを得ない。

これに対しては、前記のとおり、会社法三二〇条は「株主の全員」と規定しており、同法三一九条一項の「株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。の全員」という文言との対比からも、議決権を有しない株主を含め、すべての株主から同意を得る必要があると解すべきであるという反論があるかもしれない。たしかに、同法二九八条二項かつこ書の限定も、同法三二〇条には及んでおらず、法文上は議決権を有しない株主を除外することはできないようにも見受けられる。

しかし、このような会社法二九八条二項かつこ書の限定が及ばない「株主」という文言を有する会社法上の規定の解釈に目を向ければ、たとえば、株主総会における取締役等の説明義務(同法三二四条)の文脈においては、議決権のない株主には総会参与権が認められないことを根

拠として、その質問権を否定する見解が有力に主張されている(注九)。

また、株主総会決議取消しの訴えを提起することができる「株主等」(会社法八三一条一項)には「株主」が含まれるところ(同法八二八条二項一号)、ここでも同法二九八条二項かつこ書のような限定はされていないものの、その範囲に関しては、決議取消権が議決権があることを前提とする共益権であることから、議決権を有しない株主はこれに含まれないという見解が通説であるとされている(注一〇)。

このように、会社法の「株主」という文言の意義や範囲について、具体的な場面に応じた柔軟かつ趣旨に合致する解釈を行うことは何ら禁じられていない(注一一)。同法三二〇条は、単なる「株主」ではなく、「株主の全員」と規定しており、特にこのような柔軟な解釈は許容されないと主張する余地もないと言いつつ、前記のとおり、そのような硬直的な解釈を基礎づける根拠や意義は乏しい。

以上から、小問(1)において、A社が定時株主総会に係る報告事項の報告を省略するために、小問(1)の①～③に掲げられた株式を有する株主から同意を得る必要はなく、議決権を有する株主の全員からのみ同意を得れば足りると解される(注一二)(注一三)(注一四)。

2 小問(2)

A社が定時株主総会における議決権の行使に

関する基準日を定めている場合に、ある年の基準日の到来後、定時株主総会の開催前に株主となった者は、当該定時株主総会においては原則として議決権を行使し得ない（会社法一二四条一項）。A社は、その判断により、基準日後に株式を取得した株主の議決権の行使を認めることができるが（同条四項本文）、小問(2)ではこのような決定はされていない。A社は、定時株主総会に係る報告事項の報告を省略するために、基準日後の株主から同意を得る必要があるか。

基準日の制度は、株主総会の議決権を行使する、剰余金の配当を受領する等、一定の時点である者に対して特定の権利を行使することができる者を確認するために認められたものであり、元来の趣旨は、日々株主が変動する会社において集団的な事務処理を行うための便宜を確保するという点にあると解される（注一五）。

これに対し、書面報告の制度が、株主が少ない小規模な会社において、株主総会を開催する手間と費用の節約を可能とするために認められたものであるとすれば、書面報告の制度において基準日を用いるという事態は想定されておらず、議決権行使に係る基準日時点の株主のみを同意を得るべき株主であると取り扱うことは許されない（つまり、基準日後の株主を含め、当該同意を得る時点での株主の全員から同意を得なければならぬ）という見解も考えられる。

しかし、会社法上、書面報告の制度は、小規模な会社においてのみ利用が認められているわ

けではなく、あらゆる会社において利用することが可能であるし、基準日の制度も、日々株主が変動し得る会社のみが利用できるものとはされていない。書面報告の制度を利用する場合には基準日の制度を用いることができないといった規定も特に存在しておらず、基準日の制度と書面報告の制度を併用することが禁じられていないと解する必要はない。

実務上も、昭和二五年商法改正により導入された基準日の制度は、すでにわが国において広く浸透しており、会社の規模の大小や株主の多寡、定款における譲渡制限規定の有無等を問わず、多くの会社において定款上議決権行使に係る基準日が設けられているのであって、会社が集団的な事務処理を行うための便宜を確保することができる場面を殊更に限定する必要はないと解される。

また、定款で定時株主総会における議決権の基準日を設けている会社が定時株主総会を開催することとした場合には、会社法一二四条四項本文の決定がない限り、基準日後の株主に対して招集通知を発送する必要はなく、その株主総会への出席を認める必要もないことは小問(1)の場合と同様である。それにもかかわらず、基準日後の株主からも報告事項の報告の省略について同意を得なければならぬ（つまり、基準日後の株主のうち一人からでも同意を得られない限り、株主総会を開催しなければならない）と解することは、それぞれの制度の趣旨を損なう上、

株主総会が開催された場合も基準日後の株主はこれに出席できないのであるから、小問(1)の場合と同様、このような見解を採用することの意義は乏しい。

そうだとすれば、株主総会を開催する手間や費用を節約し、株主総会の簡素化を可能とするという書面報告の制度は、一定の時点で会社に対して権利を行使できる株主を確定し、集団的な事務処理を可能にするという基準日の制度の下でもなお利用することができると考えられ、定時株主総会に係る報告事項の報告を省略するためには、会社法一二四条四項本文の決定がない限り、基準日後の株主から同意を得る必要はないと解することが妥当である。

以上から、A社は、定時株主総会に係る報告事項の報告を省略するためには、基準日後の株主から同意を得る必要はなく、基準日時点での株主の全員からのみ同意を得れば足りると解される（注一六）。

（注一） 株式会社における書面決議の制度は、当時の有限会社法上の制度に倣い、平成一四年商法改正によって導入された（岩原伸作編『会社法コメンタール7——機関(1)』（商事法務、二〇一三）三〇九頁〜三一〇頁（前田重行）、後藤元監修『会社法・実務研究会編著『実務問答会社法』（商事法務、二〇二二）一一六頁〜一一七頁（辰巳郁））。

（注二） 近藤光男・志谷匡史『新版 改正株式会社法Ⅳ』（弘文堂、二〇〇六）六九四頁。

（注三） 龍田節『池田裕彦「書面等による定時株

主総会決議」本誌一六六四号(二〇〇三)二二二頁以下。

(注四) 定時株主総会における報告事項としては、たとえば、(i)事業報告の内容の報告(会社法四三八条三項)、(ii)いわゆる承認特別規定(同法四三九条、会社計算規則一三五条)の適用がある場合の計算書類の内容の報告、(iii)会計監査人設置会社において連結計算書類を作成した場合のその内容の報告(会社法四四四条七項)が挙げられる。

(注五) 岩原・前掲(注一)三一七頁〜三一八頁〔前田〕。

(注六) 典型的には、A社が株式会社B(以下「B社」という)の議決権の総数の四分の一以上を有している場合に、B社が有するA社の株式については議決権が認められないものとされており(会社法三〇八条一項かつ書、会社法施行規則六七条)、このようなB社の保有するA社の株式を相互保有株式と呼ぶ。

(注七) 岩原・前掲(注一)三一八頁〔前田〕、江頭憲治郎『中村直人編著』論点体系会社法2 ―株式会社Ⅱ〔第二版〕(第一法規、二〇二一)七一六頁〔角田大憲〕。

(注八) 江頭憲治郎『株式会社法〔第八版〕(有斐閣、二〇二一)三四七頁は、これらの議決権を有しない株主について、「定款でとくに規定しない限り、出席権・質問権等を含め一切の総会参与権はないと解すべきである」としている。前田庸『会社法入門〔第一三版〕(有斐閣、二〇一八)一〇三頁も同旨。実務上は、このような定款規定が設けられることは必ずしも一般的ではないと解される。

(注九) 岩原・前掲(注一)二四八頁〔松井秀

征〕。

(注一〇) 江頭・前掲(注八)三八一頁注二参照。

(注一一) 山下友信編『会社法コンメンタール3 ―株式(1)〔商事法務、二〇一三〕一〇八頁(一〇九頁〔山下友信〕は、会社法上、共益権の権利ごとに議決権制限株式の取扱いが明らかにされているものを列挙した上で、「以上のように議決権制限株式の取扱いについては個別に法文で明らかにされているものが多くあるが、法文に明らかにされていない権利については引き続き解釈問題となる」としている。

(注一二) ただし、会社が議決権を有しない株主に総会参与権を付与する旨の定款の規定(前掲(注八)参照)を設けた場合には、当該規定は有効と解され、株主総会が開催されれば議決権を有しない株主もこれに出席することができると。この場合、本文記載の趣旨は妥当せず、報告事項の報告を省略するためには、当該規定の下で総会参与権を付与された議決権を有しない株主を含む株主の全員の同意を得る必要があると解される。

(注一三) 小問(1)③の完全無議決権種類株式の株主は、定款変更によりその株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会においては議決権を行使できる(会社法三二二条一項一号、同条三項ただし書)。このような例外的な場面で、同一の種類株主総会において何らかの報告事項があるような場合には、その報告の省略について完全無議決権種類株主からも同意を取得する必要があると解される。

(注一四) 小問(1)からは離れるが、一定の株主総会の決議事項についてのみ議決権を行使するこ

とができない種類株式(一部無議決権種類株式)の株主に対しては、会社は株主総会の招集通知を発送しなければならず、当該株主は株主総会が開催される場合にはこれに出席することができると解される。そのため、本文記載の趣旨は妥当せず、報告事項の報告を省略するためには、当該株主の同意をも得る必要があると解される。

(注一五) 大隅健一郎『大森忠夫』逐条改正会社法解説〔増補三版〕(有斐閣、一九五二)一七七頁参照。

(注一六) 小問(2)からは離れるが、本文記載の趣旨は、株主総会の決議事項に関する書面決議(会社法三一九条)の場面にも同様に妥当すると考えられ、A社が定時株主総会における議決権の行使に関する基準日を定めている場合に、定時株主総会に係る決議事項の決議を省略するためには、基準日後の株主から同意を得る必要はなく、基準日時点での株主の全員からのみ同意を得れば足りると解される。(たつみ・かおる)

◆予告◆
第八二回は、黒田裕弁護士による「株券の交付を欠く株式譲渡があったときの会社における株主の取扱い(仮題)」を予定しています。(編集部)